

無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン実施規程

島根県農林水産部

第1 趣旨

本県における「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知、以下「ガイドライン」という。）の実施について、この規程に定める。

第2 空中散布の実施

1 空中散布の計画

(1) 実施主体（防除実施者及び防除を自らは行わずに他者に委託する者。以下同じ。）は、ガイドラインの第2の1の(1)に基づき作成した空中散布計画書（別記様式1）を、空中散布を実施する月の前月25日までに、空中散布の実施区域を所管する隠岐支庁長又は農林水産振興センター所長（以下「農林水産振興センター所長等」という。）及び関係市町村長に提出する。

なお、当該計画書の農林水産振興センター所長等への提出については、しまね電子申請サービスによる提出を可能とする。

(2) 農林水産振興センター所長等は、(1)により空中散布計画書の提出があった場合は、当該計画の記載に不備がないことを確認した上で、県がホームページ上で公開する「無人ヘリコプター空中散布計画一覧」に実施予定月日、実施場所等の情報を掲載する。あわせて、実施主体が同意した場合には、県民からの問合せ先として、実施主体の名称、電話番号、リンク先URLを掲載する。

また、農林水産振興センター所長等は、当該計画書を取りまとめ、空中散布を実施する月の前月末までに、農林水産部長に提出するものとする。

(3) 無人ヘリコプターによる農薬の空中散布の実施による蜜蜂被害の発生を防止するため、実施主体は、空中散布計画書のうち必要な情報（実施予定月日、実施場所、作物名、散布農薬名等）について養蜂家に提供し、養蜂家との間における情報共有の徹底を図る。

2 空中散布の実績

(1) 実施主体は、空中散布を実施した場合は、実施場所、実施月日、作物名等について記載した実績報告書（別記様式2）を作成し、毎年4月から10月までの実績を散布後2ヶ月までに、11月から翌年3月までの実績を4月10日までに空中散布の実施区域を所管する農林水産振興センター所長等に提出すること。

なお、当該報告書の提出については、しまね電子申請サービスによる提出を可能とする。

(2) 農林水産振興センター所長等は、(1)により提出があった実績報告書について、記載に不備がないことを確認した上で取りまとめ、4月から10月までの実績を翌年1月20日までに、11月から翌年3月までの実績を4月20日までに農林水産部長に報告する。

第3 事故発生時の対応

ガイドラインの第3の1の(1)に規定する事故が発生した場合の対応について、次のとおりとする。

- 1 事故報告書(ガイドライン別記様式3)を作成し、実施区域を所管する農林水産振興センター所長等に提出する。

なお、事故報告書は、事故発生後直ちに第1報(事故の概要、初動対応等)を、事故発生から1ヶ月以内に最終報(事故の詳細、被害状況、事故原因、再発防止策の策定)をそれぞれ作成すること。

- 2 農林水産振興センター所長等は、1により事故報告書の提出があった場合は、記載に不備がないことを確認し、農林水産部長に当該事故報告書を提出する。

第4 安全かつ適正な農薬散布のための情報提供

農林水産部農山漁村振興課(以下、「農山漁村振興課」という。)は、国等から安全かつ適正な農薬散布の実施のために必要な情報及び資料の提供を受けた場合には、実施主体及び関係機関に情報提供を行う。

また、農山漁村振興課は、「蜜蜂飼育者名等の取り扱いに関する要領」に基づき、個人情報提供に同意した蜜蜂飼育者の情報(氏名、住所等)を実施主体に提供する。

第5 その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附則

この規程は、令和元年7月30日から施行する。

この規程は、令和2年6月5日から施行する。

この規程は、令和4年3月29日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。